## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名		治山事業(小規模治山事業(治山施設機能向上))			
地区名		とよた <b>豊田</b>	とょたしなかぎりちょういけだ 豊田市中切 町 池田		
事業箇所		とよた <b>豊田</b>	とよたしなかぎりちょういけだ 豊田市中切 町 池田 地内		
事業のあらまし			廃山腹の拡大崩壊による不安定土砂の流出がみられ、山地災害の危険性が高い。そのため、 からの要望と荒廃現況を勘案して簡易法枠工を計画した。	地	
事業目標		_	達成(主要)目標】 易法枠エ185.7㎡を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。		
事業期間			事業費		
		·- ·-	7百万円 ■工事費 7百万円、□用補費、□その他		
			パ予定年度 │ 2019 年度 │ 着工予定年度 │ 2020 年度 │ 完成予定年度 │ 2020 年度 │   記されて 1,0.5		
事業内容		間勿	易法枠工185.7㎡を設置する。		
Ⅱ 評価					
①事業の必要性	1) 必要性		当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの	事	
			業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。		
	判定		A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。		
			B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
性			【理由】		
	1) 事業計画		山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。		
			2020		
			調査・設計		
			用地補償		
			工種 工事		
			区分 ・簡易法枠工 ◆ ◆ ◆		
<u> </u>					
② 事業 の 実 効性 (2) 地元の					
			事業費(百万円) 7		
実	a) III = - 1				
性	<ul><li>2) 地元の合</li><li>意形成</li></ul>		地元説明を経て合意済み 		
			A: 事業計画の実効性が期待できる。		
			A B: 事業計画の実効性が期待できない。		
	判定		【理由】		
			【空中】   事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる		
			The second secon		
Ⅲ 対応方針					
事業実施が妥 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。					
当である。			事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。		

## IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

## 【主な評価内容】

簡易法枠工施工後の山腹斜面の状況から事業効果を評価する。